神戸市交通局契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(下請用)

契約番号　　　－

神戸市交通局発注工事名

元請負人住所

氏名又は名称

及び代表者名

令和　 年 　月 　日

神戸市交通事業管理者 様

住 　　　 所

氏名又は名称

及び代表者名 　　　　　　　　　　　　　　　　　使用印鑑

私は、神戸市交通局が「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴局が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、工事請負契約（以下、「本工事請負契約」という。）に係る元請負人又は下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）と契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

また神戸市交通局の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約金・損害賠償請求等、貴局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１ 暴力団等の排除に関すること

(1) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しません。

(2) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴局の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

(3) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する者を自らの下請負人としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、自らの責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴局の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、貴局の指示による契約解除等、一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(4) 契約にかかる一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴局が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員名簿の提出を求め、速やかに貴局に対して提供を行います。

(5) 暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、当該下請負人等との契約を速やかに解除します。

また、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む神戸市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

２ 適正な労働条件の確保に関すること

1. 本工事請負契約に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
2. 本工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とします（二次下請以降すべての下請負人を含む。）。また、元請が責任をもって資料等を確認の上作成し下請契約締結後速やかに提出する施工体制台帳の作成に協力するほか、貴局の指導により求められた資料は指定された期限までに貴局に提出するなど「建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月20日行財契第1423号通知）」を遵守します。
3. 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
4. 本工事請負契約に基づく業務おいて､最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下負人（ 二次以下を含む）が社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していないと貴局が認めたときに貴局が行う本契約の解除、違約金の請求その他貴局が行う一切の措置について異議を唱えません。

別表（誓約事項２(1)(2)関係）

労働法関係法令

1. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
2. 労働組合法（昭和24年法律第174号）
3. 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
4. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
5. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
6. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
7. 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）
8. 労働契約法（平成19年法律第128号）
9. 健康保険法（大正11年法律第70号）

（10）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（11）雇用保険法（昭和49年法律第116号）

（12）労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）